

# 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制のしおり

## 目 次

- 1 規制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・[1P]
- 2 指定地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・[1P]
- 3 規制基準
  - (1) 特定工場等に対する規制基準・・・・・・・・[1P～2P]
  - (2) 特定建設作業に対する規制基準・・・・・・・・[2P]
  - (3) 改善勧告等・・・・・・・・・・・・・・・・[2P]
- 4 届出が必要な特定施設の一覧・・・・・・・・[3P]
- 5 届出が必要な特定建設作業の一覧・・・・・・・・[4P]
- 6 届出様式等の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・[5P]
- 7 その他
  - (1) 施行前の配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・[6P]
  - (2) 山口県公害防止条例に基づく規制・・・・・・・・[6P]
  - (3) 整備資金融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・[6P]
- 8 参考資料
  - (1) 測定方法・・・・・・・・・・・・・・・・[7P]
  - (2) 騒音、振動の大きさの目安・・・・・・・・[8P]

宇部市 市民環境部 環境政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号：0836-34-8249 FAX 番号：0836-22-6016

メールアドレス：info-envi@city.ube.yamaguchi.jp

## 1 規制の概要

騒音規制法及び振動規制法（以下「法」という。）の指定地域内で、法に規定された特定施設を設置又は変更等を行う工場、事業場（以下「特定工場等」という。）は、届出の種類ごとに定められた期限までに、所定の届出を市へ提出しなければならない。また、特定施設等から発生する騒音、振動について、規制基準を守らなければなりません。

また、指定地域内で、法に規定された特定建設作業を行う場合も、所定の届出を市へ提出するとともに、特定建設作業から発生する騒音、振動について、規制基準を守らなければなりません。

## 2 指定地域

都市計画法による用途地域の定めがある地域ごとに、以下のように法の区域が指定されています。

都市計画法による用途地域	騒音規制法		振動規制法	
	特定工場等	特定建設作業	特定工場等	特定建設作業
第1種・第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1号区域	第1種区域	
第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域	第2種区域			
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第3種区域		第2種区域	I
工業地域、工業専用地域の一部	第4種区域	第2号区域	II	第2号区域

※ 詳細は、環境政策課に備付けの指定地域図あるいは山口県のやまぐち環境 web (<https://yamaguchi-eco.jp>)にて確認することができます。

## 3 規制基準

### (1) 特定工場等に対する規制基準

特定工場等の敷地境界における法の規制基準は以下のとおりであり、特定工場等を設置している者は、特定施設を含めた特定工場等から発生する全ての騒音、振動について、規制基準を守らなければなりません。

#### ① 騒音の規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 (8:00～18:00)	50以下	60以下	65以下	70以下
朝夕 (6:00～8:00 18:00～21:00)	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 (21:00～6:00)	40以下	45以下	55以下	65以下

② 振動の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分	区域の区分	第1種区域	第2種区域	
			I	II
昼間 (8:00～19:00)		60	65	70
夜間 (19:00～8:00)		55	60	65

(2) 特定建設作業に対する規制基準

特定建設作業現場での敷地境界における法の規制基準は以下のとおりであり、特定建設作業を行う場合は、規制基準を守らなければなりません。

区分	敷地境界での大きさ	夜間作業の時間制限	作業時間の制限	作業日数の制限	作業日の制限
1号区域	[騒音] 85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時までは作業を行わないこと	1日10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	日曜・休日に作業を行わないこと
2号区域	[振動] 75デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時までは作業を行わないこと	1日14時間を超えないこと		
適用除外	—	①～④	①～②	①～②	①～⑤

(注) 「適用除外欄」に該当する項目は以下のとおりであり、適用除外に該当する作業を行う場合は、道路使用(占有)許可の写し等が必要になりますので、事前に、環境政策課と協議してください。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体に対する危険を防止するため、特に行う必要がある場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行を確保するため、特に行う必要がある場合
- ④ 道路法又は道路交通法の規定に基づき、道路の使用(占有)の許可又は協議において、条件(夜間作業、日曜・休日作業)が指定された場合
- ⑤ 電気事業法に規定する変電所の変更工事のうち、作業場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命・身体に対する安全が確保できないため、特に行う必要がある場合

(3) 改善勧告等

① 改善勧告及び改善命令

特定工場等又は特定建設作業から発生する騒音や振動が、法の規制基準に適合せず、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、発生源対策に関する改善勧告や改善命令を行うことがあります。

② 報告及び検査

特定工場等又は特定建設作業に対し、必要に応じて、立入検査を行ったり報告を求めたりすることがあります。

③ 罰則

上記①②に応じなかった等の場合は、罰則が適用されることがあります。

#### 4 届出が必要な特定施設の一覧

騒音規制法で規定された特定施設（騒音規制法施行令別表第1）及び振動規制法で規定された特定施設（振動規制法施行令別表第1）は以下のとおりです。

※ 「－」は、届出対象外

特定施設の種別		騒音規制法の届出対象		振動規制法の届出対象		
No.	施設名	法番号	規模用件等	法番号	規模用件等	
1	金属加工機械	圧延機械	1-イ	原動機定格出力 合計22.5kw以上	－	－
		製管機械	1-ロ	すべて	－	－
		ハンディングマシン	1-ハ	ロール式で、原動機定格出力 3.75kw以上	－	－
		液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除くすべて	1-イ	矯正プレスを除くすべて
		機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力 30t (294kN) 以上 (※1t = 約9.8kN)	1-ロ	すべて
		せん断機	1-ヘ	原動機定格出力 3.75kw以上	1-ハ	原動機定格出力 1kw以上
		鍛造機	1-ト	すべて	1-ニ	すべて
		ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべて	1-ホ	原動機定格出力 37.5kw以上
		プラスト	1-リ	ダンブラスト以外のもの (密閉式を除く)	－	－
		タンブラー	1-ヌ	すべて	－	－
		切断機	1-ル	といしを用いるものに限る	－	－
2	圧縮機（冷凍機は除く）	2	原動機定格出力 7.5kw以上*1 (※対象は空気圧縮機のみ)	2	原動機定格出力 7.5kw以上*1	
	送風機（冷却塔を含む）		原動機定格出力 7.5kw以上	－	－	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	3	原動機定格出力 7.5kw以上	3	原動機定格出力 7.5kw以上	
4	織機	4	原動機を用いるものすべて	4	原動機を用いるものすべて	
5	建設用 資材製造 機械	コンクリートプラント	5-イ	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)	－	※法番号5の「コンクリートブロックマシン」「コンクリート管、コンクリート柱の製造機械」のみ対象
		アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量が200kg以上	－	－
		コンクリートブロックマシン	－	※法番号5-イの「コンクリートプラント」 に含む	5	原動機定格出力 合計2.95kw以上
		コンクリート管、コンクリート柱 の製造機械	－	※法番号5-イの「コンクリートプラント」 に含む		原動機定格出力 合計10kw以上
6	穀物用製粉機	6	ロール式で、原動機定格出力 7.5kw以上	－	－	
7	木材加工 機械	ドラムバーカー	7-イ	すべて	6-イ	すべて
		チップパー	7-ロ	原動機定格出力 2.25kw以上	6-ロ	原動機定格出力 2.2kw以上
		碎木機	7-ハ	すべて	－	－
		帯のこ盤	7-ニ	原動機定格出力 製材用は15kw 以上、木工用は2.25kw以上	－	－
		丸のこ盤	7-ホ	原動機定格出力 製材用は15kw 以上、木工用は2.25kw以上	－	－
		かんな盤	7-ヘ	原動機定格出力 2.25kw以上	－	－
8	抄紙機	8	すべて	－	－	
9	印刷機械	9	原動機を用いるものすべて	7	原動機定格出力 2.2kw以上	
10	ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	－	－	8	カレンダーロール機以外で、 原動機定格出力 30kw以上	
11	合成樹脂用射出成形機	10	すべて	9	すべて	
12	鋳造型機	11	ジョルト式ものに限る	10	ジョルト式ものに限る	

\*1: 環境大臣が指定するものを除く

## 5 届出が必要な特定建設作業の一覧

騒音規制法で規定された特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2）及び振動規制法で規定された特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）は以下のとおりです。

ただし、当該作業が、作業を開始した日に終わるものは除きます。

※ 「－」は、届出対象外

特定建設作業の種類		騒音規制法の届出対象		振動規制法の届出対象	
No.	作業名	法番号	規模要件等	法番号	規模要件等
1	くい打機を使用する作業（もんけん〔人力によるくい打機〕を除く）	1	アースガと併用する作業を除く	1	圧入式（油圧・水圧等）を除く
	くい抜機を使用する作業		油圧式を除く		
	くい打くい抜機を使用する作業		圧入式（油圧・水圧等）を除く		
2	びょう打機を使用する作業	2	リパッティングハマを使用する作業	－	－
3	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	－	－	2	－
4	舗装版破砕機を使用する作業	－	－	3	移動作業で、1日の移動距離が50mを超える作業は除く
5	さく岩機（ブレーカー）を使用する作業	手持式	移動作業で、1日の移動距離が50mを超える作業は除く	－	－
6		手持式以外		4	移動作業で、1日の移動距離が50mを超える作業は除く
7	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する場合を除く）	4	原動機定格出力 15kw以上（電動式を除く）	－	－
8	コンクリートプラントを設けて行う作業	5	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上	－	－
	アスファルトプラントを設けて行う作業（モルタル製造のための作業を除く）	5	混練機の混練重量が200kg以上	－	－
9	バックホを使用する作業（注）（環境大臣が指定するものを除く）	6	原動機定格出力 80kw以上	－	－
10	トラクターショベルを使用する作業（注）（環境大臣が指定するものを除く）	7	原動機定格出力 70kw以上	－	－
11	ブルドーザーを使用する作業（注）（環境大臣が指定するものを除く）	8	原動機定格出力 40kw以上	－	－

（注）「環境大臣が指定するもの」とは、低騒音型建設機械として国土交通省から指定されたものをいい、建設機械に「97基準値 国土交通省（建設省）指定」と書かれたラベルが貼られています（「89基準値」は対象外）。また、定格出力が馬力表示の場合は、1馬力（1PS、1HP）が0.746kw相当として取り扱います。



〔参考〕 特定建設作業の具体例

特定建設作業の種類		届出対象 (対象=○、対象外=×)		備考
作業名	具体例	騒音	振動	
くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機	ディーゼルハマ、ドロップハマ、 パイロハマ、油圧ハマ等	○	○	既製くいに対する作業が対象であり、現場打くいの掘削方法によるものは対象外
	アースガ＋直打ち	×	○	
	アースガ＋圧入	×	×	
さく岩機（ブレーカー） 〔ジャックハマ、コールドックハマ、 ドリフタ、コンクリートブレーカー等〕	手持式のもの	○	×	さく岩機の動力としてバックホを使用する場合、届出要件に該当すればバックホも届出が必要
	手持式以外のもの	○	○	
空気圧縮機	さく岩機の動力	×	×	空気圧縮機を各種ハマ作業等の動力として使用する場合は届出が必要
	さく岩機以外の動力	○	×	

## 6 届出様式等の一覧

騒音規制法及び振動規制法で規定された届出事項は以下のとおりです。

なお、届出期限までに提出できなかった場合は、遅延理由書（様式自由）が必要です。

区分	届出事由	届出様式（注7）					添付書類（注6）
		様式番号	届出部数	届出期限	騒音規制法	振動規制法	
特定工場等	指定地域内において特定施設を設置しようとする場合	第1	正本及びその写し1通の計2通	設置工事開始日の30日前まで	特定施設設置届出書	特定施設設置届出書	特定工場等の位置図 建物等の配置図 特定施設のカatalog等 騒音、振動の予測値 騒音、振動の防止方法
	新たに指定地域となった又は特定施設が新たに指定された時に、既に特定施設を設置していた場合	第2		指定地域又は特定施設となった日から30日以内	特定施設使用届出書	特定施設使用届出書	同上
	特定施設の種類や能力ごとの数を変更したり、使用方法を変更する場合	第3		変更工事開始日の30日前まで	特定施設の種類の数変更届出書（注1）	特定施設の種類の数、特定施設の使用の方法変更届出書（注2）	同上
	騒音や振動の防止方法を変更する場合	第4		変更工事開始日の30日前まで	騒音の防止の方法変更届出書（注3）	振動の防止の方法変更届出書（注3）	特定工場等の位置図 建物等の配置図 騒音、振動の予測値 騒音、振動の防止方法
	法人等の名称、住所、代表者や特定工場等の名称及び所在地に変更があった場合	第6		変更があった日から30日以内	氏名等変更届出書（注4）	氏名等変更届出書（注4）	参考になる書類があれば添付してください。
	特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止した場合	第7		使用を廃止した日から30日以内	特定施設使用全廃届出書	特定施設使用全廃届出書	参考になる書類があれば添付してください。
	特定工場等に設置する特定施設の全てを譲り受けたり、合併・相続等により承継した場合	第8		承継があった日から30日以内	承継届出書	承継届出書	参考になる書類があれば添付してください。
特定建設作業	指定地域内において特定建設作業を実施しようとする場合	第9		特定建設作業開始日の7日前まで（注8）	特定建設作業実施届出書（注5）	特定建設作業実施届出書（注5）	作業場所の位置図 工事工程表 使用機械のカatalog等

（注1）特定施設の種類の数が減少する場合や、特定施設の種類の数が直前に届け出た数の2倍以内の増加数であれば、届出の必要はありません。

（注2）特定施設の種類の数及び能力ごとの数が増加しない場合や、特定施設の使用方法の変更に際し、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。

（注3）防止方法の変更に際し、騒音、振動の大きさが増加しない場合は、届出の必要はありません。

（注4）変更事由のうち、特定工場等の所在地の変更については、住居表示の変更をいい、特定工場等の移転により所在地が変更となる場合は、様式の第1や第7等の届出が必要となります。

（注5）適用除外に該当する作業を行う場合は、2Pを参照してください。

（注6）添付書類の「建物等の配置図」は、特定施設の配置が分かるように記載し、「特定施設（使用機械）のカatalog等」は、定格出力等が分かるものを添付してください。また、「騒音、振動の予測値」は、敷地境界線上での予測値となります。

（注7）様式第1から第4に係る届出は、受理書を写しを添えて交付し、その他の届出は、写しを控えとして返却します。

（注8）届出日及び作業開始日を含めず7日間期間を空ける必要があります。

## 7 その他

### (1) 施行前の配慮事項

特定施設等は、一度設置すると、設置場所の変更が困難であり、また、騒音・振動対策を実施する費用も嵩みます。

周辺の生活環境を保全し、近隣住民との良好な関係を保つため、以下の点に配慮しながら施行するように努めましょう。

#### ① 特定施設等を設置又は変更する場合

特定施設等の設置場所は、近隣住民からなるべく離れた場所を選定し、特定施設等や排気口の向きにも注意してください。また、必要に応じて、防音対策（吸音材、防音壁、消音装置の設置等）や防振対策（防振ゴムの設置等）を施してください。

#### ② 特定建設作業を実施する場合

できるだけ低騒音・低振動の工法や機械の使用に努め、必要に応じて、粉じんや騒音等の対策（散水、防音シートの設置等）を施してください。また、事前に近隣住民等への説明（工事内容、作業期間〔特に騒音等、周辺への影響があるような作業〕等）を十分に行ってください。

### (2) 山口県公害防止条例に基づく規制

法の規制対象外でも、特定の騒音、振動発生施設や建設作業に対し、県条例に基づく規制に該当する場合がありますので、詳しくは、県の宇部健康福祉センター（宇部環境保健所）〔電話番号 0836-31-3200（代表）〕にお問い合わせください。

### (3) 公害防止施設整備資金融資制度

県では、中小企業等に対して、公害防止設備等に係る資金融資を行っておりますので、詳しくは、県の宇部健康福祉センター（宇部環境保健所）〔電話番号 0836-31-3200（代表）〕にお問い合わせください。

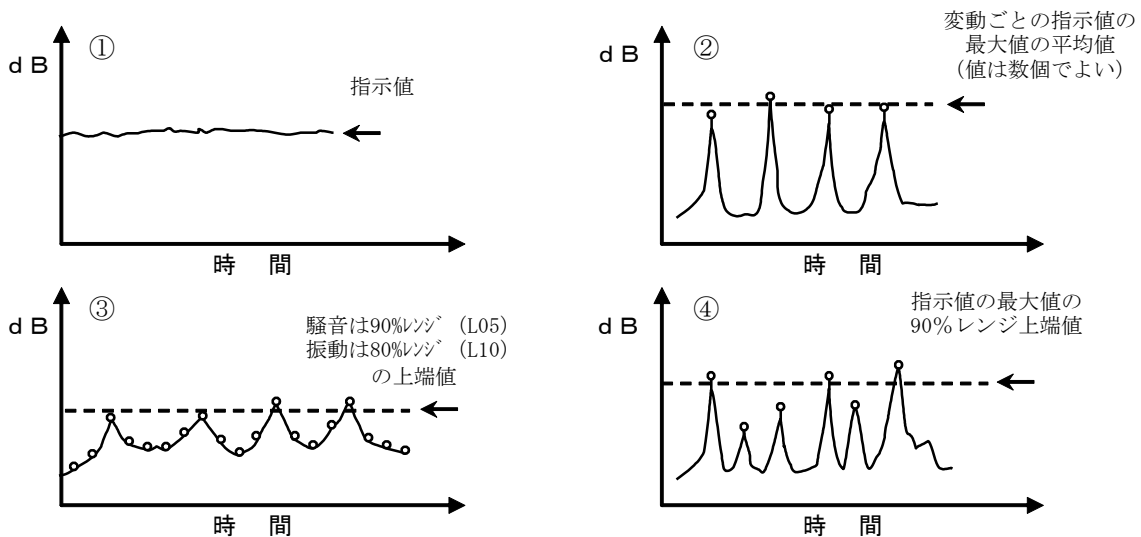
## 8 参考資料

### (1) 測定方法

特定工場等や特定建設作業に伴い発生する騒音や振動は、以下の方法により測定を実施し、法の規制基準値と比較するようになります。

区 分	騒 音	振 動
単 位	dB [デシベル] 計量法別表第2に定める 音圧レベルの計量単位	dB [デシベル] 計量法別表第2に定める 振動加速度レベルの計量単位
測 定 器	計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行い、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性 (FAST) を用いる。	計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行い、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。
測定方法	日本産業規格 [JIS] Z8731に定める 騒音レベル測定方法による。	振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がない堅い 場所で、傾斜のない水平面が確保でき、温度、電気 等の外圍条件の影響を受けない場所とする。
騒音、振動の 大きさの決定	① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。	① 振動レベル計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
	騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。	振動レベル計の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
	騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。	振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の80%レンジの上端の数値とする。
	騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。	—

<参考>騒音、振動の大きさの決定のパターン例 (①～④は、上表の番号と対比しています。)



5秒ごとに50個程度の値を読み取り、累積度数曲線を書いて求める。  
(90%レンジは、上から5%目の値を読み取る。)  
(80%レンジは、上から10%目の値を読み取る。)

変動ごとの指示値の最大値を50個程度読み取り、累積度数曲線を書いて求める。  
(上から5%目の値を読み取る。)



(2) 騒音、振動の大きさの目安

① 騒音の大きさの例

デシベル	騒音レベルの目安
0	最小可聴値（人間の耳で聞こえる最小限の大きさ）
10	ささやき声
20	木の葉がすれ合う音、置時計の秒針の音（前方1m）
30	郊外の深夜、ラジオ放送のスタジオ
40	静かな住宅地、図書館
50	劇場、映画館の観客のざわめき、静かな事務所
60	レストラン、普通の会話、都市周辺の住宅地
70	百貨店、騒々しい事務所
80	交差点、国道、地下鉄の車内
90	機械作業場、空調機械室、騒々しい工場
100	電車が通過する時の高架下、電車の駅
110	工場サイレンの近く、自動車のクラクション（前方2m）
120	最大可聴値（人間が聞くに耐えられる最大の限界） 航空機のエンジン近く、騒音の激しい地下鉄の駅

② 振動の大きさの例

デシベル (震度階級)	振動レベルの目安（気象庁の震度階級から引用）
55 以下 ( 0 )	人は揺れを感じない。
55 ～ 65 ( 1 )	屋内にいる一部の人が僅かな揺れを感じる。
65 ～ 75 ( 2 )	屋内にいる多くの人が揺れを感じ、電灯などのつり下げ物が僅かに揺れる。
75 ～ 85 ( 3 )	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、棚にある食器類が音を立てることがある。
85 ～ 95 ( 4 )	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。歩いている人も揺れを感じる。